

薬 第 1316 号
令和 2 年 5 月 12 日

保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例について（通知）

このことについて、令和 2 年 5 月 12 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号）の一部を改正する条例が公布され、公布の日から施行することとなりましたので、通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであることを申し添えます。

（ 問合せ先
献血・薬物対策グループ 山崎
電話 (045)210-4972 ）

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年5月12日(火曜日)

号外第33号

目次	ページ		
○条例		神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	2
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	2	神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例(健康医療・薬務課)	2

本号で公布された条例のあらまし

1 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、同令の引用規定を整備することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (2) 覚せい剤取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

3 神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例

- (1) 覚せい剤取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三六三円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話 横浜(〇四五)二一〇一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話 横浜(〇四五)五七一―三五〇八

条 例

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月12日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第44号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表59の2の項(38)中「第13条第10号」を「第13条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月12日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第45号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表47の項中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

別表の6 健康医療局関係の表51の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請経由手数料」に改め、同表52の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に改め、同表53の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤研究者の」を「覚醒剤研究者の」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に改め、同表54の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者の」を「覚醒剤原料取扱者の」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に改め、同表55の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者の」を「覚醒剤原料研究者の」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同表56の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製

造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料」に改め、同表57の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(収入証紙に関する条例の一部改正)

2 収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表14の項中「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請経由手数料」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付経由手数料」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料」に改める。

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月12日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第46号

神奈川県薬物濫用防止条例の一部を改正する条例

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県薬物濫用防止条例の一部改正の概要

1 改正する規則の名称

神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年神奈川県条例第 10 号）

2 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）により、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律 252 号）の題名が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

3 改正の内容

覚せい剤取締法の題名が改められたことから、引用する規定を整理する。
（条例第 2 条関係）

4 施行日

公布の日から施行する。

新旧対照表

○神奈川県薬物濫用防止条例

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>覚醒剤取締法</u> (昭和26年法律第252号) 第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第3条～第25条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>覚せい剤取締法</u> (昭和26年法律第252号) 第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第3条～第25条 (略)</p>